

## ○珠洲市建設工事最低制限価格設定要領

平成22年10月15日

告示第45号

### (趣旨)

第1条 この要領は、市が発注する建設工事に係る競争入札について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第2項（第167条の13の規定により準用する場合を含む。）及び珠洲市財務規則（昭和40年珠洲市規則第8号）第78条の2の規定により最低制限価格を設定するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

### (対象)

第2条 最低制限価格を設定する建設工事の対象は、予定価格が200万円を超える競争入札により契約を行う工事とする。

### (最低制限価格の算出方法)

第3条 最低制限価格（消費税額及び地方消費税額を含まない金額とする。以下、本条において同じ。）の算出方法は、設計書等に基づき算出した次に掲げる額の合計額（千円未満の端数が生じた場合には、その端数を切り捨てた額）とする（スクラップ処分益が計上されている場合は、設計書等に基づき算出した次に掲げる額の合計額からスクラップ処分益を控除した額（千円未満の端数が生じた場合には、その端数を切り捨てた額）とする。）。ただし、その額が、予定価格（消費税額及び地方消費税額を含まない金額とする。以下、本条において同じ。）に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の9.2を乗じて得た額（千円未満の端数が生じた場合には、その端数を切り捨てた額）とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては10分の7.5を乗じて得た額（千円未満の端数が生じた場合には、その端数を切り上げた額）とする。

（1）直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額（建築工事及び設備工事は、直接工事費に10分の9を乗じて得た額に10分の9.7を乗じて得た額）

（2）共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額

（3）現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額（建築工事及び設備工事は、直接工事費の10分の1を乗じて得た額と現場管理費の合算額に10分の9を乗じて得た額）

（4）一般管理費の額に10分の6.8を乗じて得た額

2 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、10分の9.2から10分の7.5までの範囲内の割合を予定価格に乗じて得た額を最低制限価格とすることができる。

### (最低制限価格の周知)

第4条 最低制限価格を設定した場合は、入札に参加しようとする者に対し、当該入札に関し、最低制限価格が設定されていることを周知しなければならない。

(最低制限価格の公表)

第5条 最低制限価格は、契約締結後に閲覧その他の方法により公表するものとする。  
(その他)

第6条 この告示に定めるもののほか、最低制限価格の設定に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成22年10月15日から施行し、同日以後に入札公告又は指名競争入札執行通知を行う工事から適用する。

附 則（平成23年告示第42号）

この告示は、平成23年5月20日から施行し、同日以後に入札公告又は指名競争入札執行通知を行う工事から適用する。

附 則（平成24年告示第52号）

この告示は、平成24年5月1日から施行し、同日以後に入札公告又は指名競争入札執行通知を行う工事から適用する。

附 則（平成25年告示第80号）

この告示は、平成25年7月1日から施行し、同日以後に入札公告又は指名競争入札執行通知を行う工事から適用する。

附 則（平成28年告示31号）

この告示は、平成28年4月1日から施行し、同日以後に入札公告又は指名競争入札執行通知を行う工事から適用する。

附 則（平成29年告示第26号）

この告示は、平成29年4月1日から施行し、同日以後に入札公告又は指名競争入札執行通知を行う工事から適用する。

附 則（平成31年告示第42号）

この告示は、平成31年4月1日から施行し、同日以後に入札公告又は指名競争入札執行通知を行う工事から適用する。

附 則（令和2年告示第98号）

この告示は、令和2年5月25日から施行し、同日以後に入札公告又は指名競争入札執行通知を行う工事から適用する。

附 則（令和4年告示第43号）

この告示は、令和4年4月1日から施行し、同日以後に入札公告又は指名競争入札執行通知を行う工事から適用する。

附 則（令和7年告示第62号）

この告示は、令和7年4月1日から施行する。